米トレーサビリティ法

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

米トレーサビリティ法とは…

問題が発生した場合などに、流通ルートを速やかに 特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、 産地情報を取引先や一般消費者に伝達することを義務付けるものです。

> 出荷記録を 作成・保存し、産地情報を 伝達する。

> > 生産者

ー 出荷記録の 作成・保存

0 0 0 0 0 0 0

産地情報 伝達



産地情報を

知ることができる

一般消費者 外国産:「〇〇国産」

取引記録の作成・保存

問題が発生した場合の流通ルートの速やかな特定と回収

產地情報伝達

産地情報を一般消費者まで伝達



入荷記録を保存し、 消費者の方に 産地情報を伝達する。

小売業者 外食業者 等

入荷記録の 作成・保存 卸売業者 製造業者

出荷記録の 作成・保存

産地情報 伝達 |売業者

入荷記録の 作成・保存

入出荷記録を

保存し、産地情報を 伝達する。